

山口市省エネ機器等導入応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力等のエネルギー価格高騰等の影響を受けている市内で事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）の事業継続と経営改善を図るとともに、地域脱炭素の取組を促進するため、市内事業者が行う省エネ機器等の導入を支援することを目的として交付する、山口市省エネ機器等導入応援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(2) 事務所等 市内事業者が事業のための専有施設として所有若しくは賃借する事務所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。

(3) 省エネ機器 次のいずれにも該当するものをいう。

ア エアコン、LED照明機器、LED電球、冷凍・冷蔵庫、温水機器・エコキュート、ショーケース、複写機・複合機・プリンター、ガス調理機器のいずれかに該当するもの

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上のもの

(4) 低燃費タイヤ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているもの又は各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるものをいう。

(5) 事業用車両 自動車検査証において、自家用・事業用の別が事業用である

ものをいう。

(6) 自動車運転代行業車両 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第7項に規定する随伴用自動車をいう。

(7) 取得財産 補助金により取得し、又は効用の増加した備品、設備等をいう。

（実施主体及び運営主体）

第3条 この補助金交付事業の実施主体は山口市とする。ただし、補助金交付事業の運営は、市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 山口市内の事務所等で事業を営む中小企業者であること。
- (2) 申請日において、1年以上継続して事業活動を行っていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

（補助対象車両）

第5条 次条第2号の補助金の対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、補助対象事業者が事業等の用に供する車両であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車検査証において、使用者の氏名又は名称が補助対象事業者である事業用車両又は自動車運転代行業車両
- (2) 自動車検査証において、使用の本拠の位置が山口市内である事業用車両又は自動車運転代行業車両

（補助対象事業）

第6条 補助対象事業は、補助対象事業者が市内に所在する事務所等で実施する本補助金の目的に沿った事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 事務所等に省エネ機器(中古品を除く)を導入する事業であって、次条に規定する補助対象経費の合計が5万円以上の事業
- (2) 対象車両に取り付けるための低燃費タイヤ(中古品を除く)を導入する事業であって、次条に規定する補助対象経費の合計が3万円以上の事業

2 補助対象事業を実施する期間（以下、「事業実施期間」という。）は別に

定める。

（補助対象経費等）

第7条 補助対象経費は、別表1に定める経費のうち、市内に本社又は本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主から購入して行う事業に係る経費とする。ただし、本補助金以外に国、県又は市等の公的支援を受けた経費については、対象外とする。

（補助金額）

第8条 補助金額は、次の各号により算出した額とし、運営主体は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 第6条第1号の補助金額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額とし、30万円を限度とする。
 - (2) 第6条第2号の補助金額は補助対象経費に4分の1を乗じて得た金額とし、30万円を限度とする。
 - (3) 前2号をあわせて算出する場合の補助額は30万円を限度とする。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により算出して得た額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第9条 補助金を受けようとする補助対象事業者は、山口市省エネ機器等導入応援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 法人の場合は、現在事項全部証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し又はこれに代わるもの。個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し、又はこれに代わるもの及び山口市での居住が証明できるものの写し。
 - (4) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
 - (5) 市税の滞納のないことの証明（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - (6) 補助対象事業の発注先事業者の国税庁の法人番号サイトの企業情報ページ（個人事業主の場合は顔写真付身分証明書又は住民票）の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類
- 2 当該補助金は、補助対象事業者1者につき、原則、別に定める申請期間中、1回限りの申請とする。ただし、当該申請の結果、交付決定を受けなかった場合は、再度申請することを妨げない。

（交付の決定）

第 10 条 運営主体は、補助対象事業者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、山口市省エネ機器等導入応援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、適当と認められない場合は、山口市省エネ機器等導入応援補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、山口市省エネ機器等導入応援補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を運営主体に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の 2 月 26 日のいずれか早い日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその前営業日）までに、山口市省エネ機器等導入応援補助金に係る補助事業の実績報告書兼請求書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（別紙 3）

(2) 収支決算書（別紙 4）

(3) 補助事業の経過及び支払を証する書類並びに写真等

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類

2 前項の実績報告書により、補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、交付決定通知書に記載した補助金の額は増額しないものとする。

（額の確定及び交付）

第 13 条 運営主体は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に対し山口市省エネ機器等導入応援補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第 14 条 交付決定事業者は、取得財産を、事業実施年度終了日以後 3 年間、補

助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、山口市省エネ機器等導入応援補助金に係る財産処分申請書（様式第7号）により、運営主体の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 運営主体は、前項の承認をした交付決定事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 交付決定事業者は、補助対象事業が完了した後も取得財産を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 運営主体は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長又は運営主体が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 運営主体は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市省エネ機器等導入応援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該事業者へ通知し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（報告及び調査）

第16条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 4 日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）補助対象経費

区 分	内 容
省 エ ネ 機 器 導 入 経 費	(1) 省エネ機器の購入等に係る費用（購入費、据付工事費） (2) 省エネ機器の更新に伴う既存機器の撤去に係る費用（撤去工事費、処分費） (3) その他市長又は運営主体が必要と認める経費（個人住宅等と兼ねる事務所等に導入するものについては、原則、対象外とする。ただし、事務所等への設置等が明確な場合は除く。）
低 燃 費 タ イ ヤ 導 入 経 費	(1) 低燃費タイヤの購入等に係る費用（購入費、装着費） (2) 低燃費タイヤの導入に伴う、既存のタイヤの処分に係る費用 (3) その他市長又は運営主体が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。